

医療措置協定締結に関するQ&A(訪問看護事業所)

2025/10/8時点
修正内容:5-1～5-7追加

番号	分類	質問	回答
1 全般(協定内容・手続き等)			
1-1	全般	医療措置協定とは何ですか。	改正感染症法(R6.4.1施行)により、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、都道府県と医療機関(病院・診療所・薬局・訪問看護事業所)がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが法定化されました。この協定のことを医療措置協定といいます。
1-2	全般	医療措置協定は必ず締結しなければならないのですか。	都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされています。このため、必ず締結しなければならないものではないのですが、県としては新興感染症の発生及びまん延に備えるため、できるだけ多くの訪問看護事業所にご協力をお願いしたいと考えています。
1-3	全般	医療措置協定締結に関する協議は必ず受けなければならないのですか。	改正感染症法では、協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないと感染症法で規定されています。ご理解とご協力をお願いします。
1-4	全般	医療措置協定はどのような内容で締結するのですか。	協定の主な内容は、感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずるべき措置、平時における準備、措置に要する費用負担、協定の有効期間です。 訪問看護事業所には、自宅療養者等への医療の提供(健康観察を含む)を内容とする協定締結をお願いしています。 具体的には、自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設・障害者施設での療養者への訪問看護、医療提供以外の健康観察になります。
1-5	全般	医療措置協定を締結した場合、必ず協定内容を実施しなければならないのですか。	医療措置の要請は、次の段階を経て行われますので、発生したらすぐに全ての締結内容を実施していただくとは限りません。 ①厚生労働大臣による発生等の公表が行われる前の段階から、県が、新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見についての情報を得て、訪問看護事業所に提供する。 ②訪問看護事業所は、提供された情報も踏まえ、県知事からの要請に備えて必要な準備を行う。 ③県知事は新型インフルエンザ等感染症等の性状や感染状況のほか、救急医療や他の一般診療への影響など、地域の医療提供体制全体の状況を十分に勘案して要請の必要性を判断します。また、新型インフルエンザ等感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況、感染症対策物資等の確保状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応します。国の方針を踏まえて、県知事も、協定の内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行うことを訪問看護事業所と協議することになります。
1-6	全般	医療措置協定で締結した措置を実施しなかった場合のペナルティはありますか。	法令上、県知事は勧告、指示、公表を行うことができますが、このような措置の実施の判断にあたっては、調整状況や訪問看護事業所の事情を考慮し、慎重に行います。 協定締結事項を実施していないと認められる場合でも、下記のような正当な理由があると県が判断する場合には、この措置(勧告等)を行うことはありません。 ①感染拡大等により、訪問看護事業所内の人員が縮小している ②ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりに必要となる人員が異なる ③感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している 等
1-7	全般	医療措置協定締結が困難な場合、何か報告は必要ですか。	不要です。
1-8	全般	想定している新興感染症とはどのようなものですか。	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る)及び新感染症を対象にしています。ただし、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナへの対応を想定しています。
1-9	全般	新型インフルエンザ等感染症については、いわゆる再興感染症についても対象になるのですか。	医療措置協定の対象は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症であり、ご指摘のいわゆる再興感染症が、再興型インフルエンザ及び再興型コロナウイルス感染症であれば、新型インフルエンザ等感染症となりますので、対象となります。
1-10	全般	感染症の性状が、新型コロナと大きく異なる場合はどうなるのですか。	新興感染症等の発生・まん延時において、新興感染症等の性状や、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況などが事前の想定とは大きく異なる場合は、国の知見・判断に応じて、県は協定の内容の機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行います。
1-11	全般	医療措置協定を締結するとその内容は公表されるのですか。	医療措置協定を締結した時は、感染症法第36条の3第5項に基づき当該協定の内容を公表することとなっています。 具体的には、平時から、県ホームページに協定を締結した訪問看護事業所名、医療措置の内容等を一覧の形で公表することを想定しています。

医療措置協定締結に関するQ&A(訪問看護事業所)

2025/10/8時点
修正内容:5-1～5-7追加

番号	分類	質問	回答
1-12	全般	公表を断ることは可能ですか。	感染症法上、協定締結いただいた場合、医療機関名等の公表を行うこととされています。
1-13	全般	第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関とは何ですか。	第一種協定指定医療機関は、医療措置協定等に基づき、病床確保を担当する医療機関として知事が指定した病院、診療所をいいます。 第二種協定指定医療機関は、医療措置協定等に基づき、発熱外来や宿泊・自宅療養者等の外来医療・在宅医療を担当する医療機関として知事が指定した病院、診療所、薬局、訪問看護事業所をいいます。 指定にあたっては、開設者の同意が必要です。
1-14	全般	開設者名で協定締結はできますか。	改正後の感染症法第36条の3第1項の規定により、医療措置協定は開設者ではなく管理者と締結することになります。(法人代表と締結することはできません) ただし、第一種協定指定医療機関(病床確保)又は第二種協定指定医療機関(発熱外来、自宅療養者等への医療の提供)として指定を受けるにおいては、必ず開設者の同意を得ていただく必要があります。
1-15	全般	訪問看護事業所の管理者とは誰を指していますか。	健康保険法施行規則第74条第1項第9号で定める管理者のことを指しています。
1-16	全般	医療措置協定を締結した後に、管理者が替わった場合、協定書を締結しなおす必要はありますか。	不要です。
1-17	全般	医療措置協定締結後、措置協定の内容の変更や解約は可能ですか。	協定締結後も内容の変更や解約は可能です。 大分県福祉保健部感染症対策課にご連絡ください。
1-18	全般	医療措置協定を解約した場合、第二種協定指定医療機関の指定は有効ですか。	感染症法に基づく第一種協定指定医療機関又は第二種協定指定医療機関の指定については、協定に基づき行われるものであることから、協定の解約に伴い、速やかに指定を取り消します。
1-19	全般	管理者が替わった場合、協定の再締結は必要ですか。	管理者が替わった場合でも、権利義務は承継されるため、協定の再締結は不要です。
2 財政支援等			
2-1	財政支援	(削除)	(削除)
2-2	財政支援	(削除)	(削除)
2-3	財政支援	協定を締結することで平時から算定できる診療報酬はありますか。	現在、中央社会保険医療協議会において検討されています。
2-4	財政支援	感染症の発生・まん延時の補助金や診療報酬はどのようなものがありますか。	新興感染症発生・まん延時には、協定の履行に要する費用等に対する補助金や、診療報酬の特例加算などの財政支援が行われますが、具体的な内容は、実際の感染症発生時に検討されます。
2-5	財政支援	(削除)	(削除)
2-6	財政支援	(削除)	(削除)
2-7	財政支援	(削除)	(削除)
2-8	財政支援	医療措置協定期間は3年間だが3年後に協定を更新しなかった場合補助金はどうなるのか？また更新前に協定締結医療機関でなくなった場合はどうか？	協定を更新しない場合や、協定締結期間中に協定締結医療機関でなくなった場合、補助条件を満たさないこととなることから補助金を返納していただくこととなります。(法定耐用年数を超過していた場合を除く。)
2-9	財政支援	(削除)	(削除)
2-10	財政支援	(削除)	(削除)
2-11	財政支援	(削除)	(削除)
3 自宅療養者等への医療の提供			
3-1	自宅療養者等への医療の提供	健康観察のみを行う場合は協定締結の対象となるか。	可能です。
3-2	自宅療養者等への医療の提供	宿泊療養施設はどこに開設されますか。	宿泊施設については、予め宿泊事業者と協定を締結し確保する予定ですが、、開設する施設の場所は有事の際に事業者と協議の上決定することから、現時点で確定は困難です。
3-3	自宅療養者等への医療の提供	健康観察とは。	保健所から依頼された患者に対して体温その他の健康状態について報告を求める業務をさします。有事の際は、委託により行うことも想定しています。
3-4	自宅療養者等への医療の提供	健康観察は、診療報酬の対象になるのですか。	健康観察は有事の際に委託し、委託料をお支払いすることで対応することを想定しています。診療の対価である診療報酬は対象になりません。

医療措置協定締結に関するQ&A(訪問看護事業所)

2025/10/8時点

修正内容:5-1～5-7追加

番号	分類	質問	回答
4 個人防護具の備蓄			
4-1	個人防護具の備蓄	個人防護具の備蓄については、必ずしも備蓄しないといけないのですか。	備蓄は任意となっていますが、新型コロナでの経験を踏まえ、5物資（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）について、平時に、医療機関が物資を購入して保管、備蓄物資を順次取り崩して一般医療で使用する、備蓄量は、医療機関の使用量2か月分以上とすることを推奨しています。
4-2	個人防護具備蓄	必ず協定書に記載の5物資（サージカルマスク・N95マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド・非滅菌手袋）を備蓄しなければいけませんか。	新型コロナの経験を踏まえ、一部の物資の備蓄でも可能です。（例えば、患者には車で待機してもらうため直接触しないのであれば、アイソレーションガウンは除くなど）。協定における個人防護具の備蓄は任意事項ではありますが、新型コロナウイルス感染症の発生初期段階で個人防護具の不足が顕在化し、その後は医療機関でも現場備蓄として一定量を保有するに至っているという経緯を踏まえて次の感染危機に備えるという感染症法改正の趣旨により、協定で定めることが推奨されています。
4-3	個人防護具備蓄	保管場所は施設内でなければいけないのですか。	個人防護具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨します。回転型での運営のために、施設内に保管施設を確保することが望ましいですが、施設外の保管施設を利用する、本社などで一括管理し、必要量を回転型で備蓄するなどにより使用量2か月分などの備蓄を確保するものでもかまいません。このほか、例えば、①物資の取引事業者との供給契約で、取引事業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時においては物資を購入することなく、備蓄を確保する方法でもかまいません。
4-4	個人防護具備蓄	実際の有事において、備蓄していた以上に個人防護具を使用することになり、結果物資が不足する場合にはどうなりますか。	国や県でも必要に応じて供給できるよう備蓄を進めていきます。
4-5	個人防護具備蓄	個人防護具の費用は補助があるのですか。	平時に、医療機関が物資を購入して保管、備蓄物資を順次取り崩して一般医療で使用することを想定しているため、訪問看護事業所の負担となります。（国により補助制度が創設された場合を除きます）
5 平時における準備（研修又は訓練）			
5-1	研修又は訓練	なぜ研修または訓練を実施しなければならないのか？	協定でさだめている医療措置の内容が迅速確実に講じられるようにするための平時の準備です。各自締結済みの協定で定めている医療措置内容を再確認し、そのとおりに講じられるようにお願いします。
5-2	研修又は訓練	協定上、年1回以上実施することとなっている訓練や研修が実施できていなかった。できていなかったから解除しなければならないのか？協定通りできていなかったから協定解除をしようと思う。	協定解除は不要です。今後は締結した協定に基づく医療措置が迅速適確に講じられるようにするため、研修や訓練に努めてください。
5-3	研修又は訓練	県からの照会に対して「研修または訓練を実施していない」と回答したことによって何か影響はあるのか？	本照会で「実施していない」と回答したことをもって不利益な取扱いとなることはありません。医療措置協定に基づく研修または訓練の実施は努力義務です。また、本照会を取りまとめて国に回答しますが、国回答時点では、貴機関名は回答内容に含めません。
5-4	研修又は訓練	動画研修をもって研修または訓練を実施したとしてもよいか。	「実施した」としてよいです。 「厚労省発出 研修又は訓練に関するよくあるご質問.pdf」も参考としてください。
5-5	研修又は訓練	研修は動画研修でもよいとのことだが、その動画はどこにあるのか？	他都道府県HPに掲載されておりますが、例としては以下のものがあります。 東京都 協定締結医療機関等向け感染症対策研修 千葉県 医療措置協定締結医療機関等向け感染症対策研修（病院、診療所向け） 医療措置協定締結医療機関等向け感染症対策研修（訪問看護事業所向け） 上記に限らず、自治体や学会が公表している動画をご活用ください。 「感染症 研修 動画」というキーワードでインターネット検索をしてください。
5-6	研修又は訓練	協定書第10条にはたしかに「平時における準備」として、年1回以上研修又は訓練の参加を定めているが10月から翌年9月までとは記されていないではないか。協定締結から1年に満たず今年9月までに研修も訓練も実施していない場合はどうなるか？	本年9月までに実施していない場合であっても、協定締結から1年以内に実施を計画していれば差し支えありません。
5-7	研修又は訓練	前年10月～本年9月に研修も訓練も実施していなかった。今回はどのように回答すればよいか。本年10月以降に訓練を予定していても「実施していない」と回答するのか。	ありのままに回答していただければ結構です。 本年10月以降に訓練を予定している場合は「実施していない」と回答してください。これによる不利益はありません。